

さわやか健康体操申し込みハガキの書き方 ※ご夫婦での申し込みは1通で さわやか健康体操 参加希望 今回の参加で 氏 ・第1希望の会場、 第2希望の会場、 名 曜日、時間 住所、氏名(ふりが な) 年齢、生年月日 性別、電話番号

返信用表面 往信用裏面

問 1 世 **T**

えます。 1 祝日等で 歳 0 皆さん

せ

運動習

60

会場	日 時	会場	日 時
	火曜日 9:30~10:30 10:45~11:45	落川交流センター (落川1400)	月曜日 13:15~14:15 14:30~15:30
生活・保健センター (日野本町 1 - 6 - 2)	水曜日 9:30~10:30 10:45~11:45	第七幼稚園(新規) (旭が丘2-42-1)	金曜日 14:20~15:20 15:35~16:35
	金曜日 9:30~10:30 10:45~11:45	新町交流センター (新町 1 - 13-5)	水曜日 9:30~10:30 10:45~11:45
南平体育館 (南平 4 -23-1)	水曜日 9:30~10:30 10:45~11:45	平山地区センター (平山 5 - 18-1)	水曜日 9:30~10:30 10:45~11:45
	木曜日 9:30~10:30 10:45~11:45	教育センター (程久保550)	木曜日 13:15~14:15 14:30~15:30
多摩平交流センター (多摩平2-9多摩平の森ふれあい館3階)	水曜日 13:15~14:15 14:30~15:30	東町交流センター (日野1241-1)	月曜日 9:30~10:30 10:45~11:45
(朝)交通遺児育英会学生寮「心塾」 (旭が丘4-7-57)	月曜日 9:30~10:30 10:45~11:45	富士電機システムズ㈱健康増進 センター(富士町 1)	火曜日 9:30~10:30 10:45~11:45
福祉支援センター	月曜日 9:30~10:30 10:45~11:45	JA東京みなみ七生支店 (三沢 3 -53-15)	月曜日 13:15~14:15 14:30~15:30
(高幡1011)	木曜日 9:30~10:30 10:45~11:45	勤労・青年会館 (多摩平 1 - 10 - 1)	木曜日 13:15~14:15 14:30~15:30
南平駅西交流センター (平山 4 - 18-1)	木曜日 9:30~10:30 10:45~11:45	三小(新規) (日野台 2 - 1 - 1)	木曜日 15:15~16:15

型正化等に関する 受風俗営業等の切 次のいずれかに 次のいずれかい 次のいずれかい 次のいずれかい できないま

活す法則あ及びものである。

る意の2業のの品 も見 条務 性 にの 性告

さわやか健康体操日野市健康課日野市健康課日野本町1の6の2

往信用表面

※駐車場はありません(南平体育館を除く)

中心神の切り口			
掲載号		申込締め切り日	
10 月 15日号		9月1日(株)	
11 月	1 日号	9月15日(株)	
	15日号	10月 3 日(月)	
12 月	1 日号	10月17日(月)	
	15日号	11月1日(火)	
1月	1 日号	11月15日(火)	
	15日号	12月1日(ホ)	

●掲載の規格・位置・掲載料

大 き さ 掲載位置 掲載料 1号 広告│縦4.5タシ×横24.5タシ 下 1 段 90,000円 2号 広告 縦4.5タシ×横16.3タシ 1 号広告の3分の2 60,000円 3号 広告 縦4.5学×横12.5学 1号広告の2分の1 45,000円 4号 広告 縦4.5字×横 8.0字 1号広告の3分の1 30,000円

っ) に記入し、左三広報担当にあり。単込用紙(市役) 位

の

られる に る広告

掲 掲 載 載

決の定可

の否

として妥当で紙触するおそな序良俗に な紙れの一、反す 掲あるいるも

ぜひ、会社やお「広報ひの」のな います。 発行部数は6 万9 千部で、

広

報ひ

定

広

告を載せませんか

市内各世帯 めすもはの

障害のある方、難病の方へ 事当の支給や医療費を助成します 心身に障害のある方を対象に、手当の支給や医療費を助成する 制度があります。また、障害児を監護・養育している方を対象に、

特別障害者手当等

請の必要はありません。

国の制度として、重度の障害がある 方、障害児を監護、または養育してい る方に手当が支給されます。(表 1 参

なお、いずれの手当も現在受給中の 方に、平成17年度現況届を郵送してい ます。指定の期日までに提出してくだ さい。

心身障害者(児)福祉手当

東京都と日野市では、障害の内容に 応じて手当を支給しています。(表 2)

心身障害者医療費助成

東京都では、重度の心身障害がある 方の医療費負担を軽減するために医療 費の一部を助成しています。該当する 方は、申請して「噂受給者証」の交付 を受けてください。

▷対象=市内在住で、身体障害者手帳 1・2級(心臓等の内部障害は3級ま で)、または愛の手帳1・2度をお持ち の65歳未満の方

▷対象外=①医療保険に未加入の方② 平成16年中の所得(控除後)が所得制 限額以上の方(表3参照。20歳以上は 本人の、20歳未満は加入医療保険の世 帯主等の所得) ③児童福祉施設、知的

障害者援護施設に入所している方④生 活保護を受けている方

手当を支給する制度があります。次の要件に該当すると思われる

方は、お問い合わせください。なお、既に受給されている方は申

▶申請に必要なもの=①印鑑②医療保 険証③身体障害者手帳または愛の手帳 ※すでに受給者証をお持ちで平成16年 中の所得が制限額以下の方には、新し い受給者証を8月30日(火)までに送 付します

難病手当受給者の方へ

都医療券の有効期限に日ごろから注 意し、期限切れになる前に保健所で手 続きをしてください。その結果、更新 された場合は新しい御医療券のコピー の提出を、更新されなかった場合はそ の旨を市障害福祉課へ連絡してくださ

難病手当受給者の方で、現在お持ち の御医療券の有効期限が平成17年9月 30日となっている方は、新しい御医療 券のコピーを提出してください。



このほか、心身障害者の保護者が死 亡または心身の機能を著しく失ったと きに障害者に年金などを給付する心身 障害者扶養年金(都制度)、精神障害の 方に通院医療に必要な費用の100分の 95に相当する額を負担する通院医療費 公費負担制度があります。詳しくはお 問い合わせください。

障害福祉課 問合せ先

(表1)

手当名	対象	対 象 外	支給月額	支給方法	支給制限	
特別障害者手当	概ね次の程度の障害がある20歳以 上の方 ・身体障害者手帳1・2級 ・愛の手帳1・2度 ・上記と同等の疾病、精神障害が ある方	・20歳未満の方 ・施設等に入所している方 ・病院または診療所に 3 カ 月以上入院している方	26,520円	認定月の翌月から 年 4 回 (2 月・5	年 / □ (2 日・5 本人・扶養莪務石∜	本人・扶養義務者等
障害児福祉手当	概ね次の程度の障害がある20歳未 満の方 ・身体障害者手帳1・2級 ・愛の手帳1・2度 ・上記と同等の疾病、精神障害がある方	・20歳以上の方 ・施設等に入所している方 ・障害を支給事由とする給 付(障害年金等)を受け ている方	14,430円	月・8 月・11月) 口 座振込	の所得制限(表3参照) があります	
特別児童扶養手当	概ね次の程度の障害がある20歳未満の子を養育する父母または養育者・身体障害者手帳1~3級。4級は下肢の一部・愛の手帳1~3度・統合失調症、そううつ病、てんかん等	養育している子が ・施設等に入所している方 ・障害を支給事由とする給 付(障害年金等)を受け ている方	重度 50,900円 中度 33,900円	認定月の翌月から 年3回(4月・8 月・11月)郵便貯 金□座振込	本人・扶養義務者等 の所得制限(表4参 照) があります	
ツルデムのイソナー ごウの 「-ヘッキー・・・フルウ ビンボシ 思く ピナリナナ						

※いずれの手当も、所定の「診断書」による判定が必要な場合があります

●心身障害者(児)福祉手当

対 象	対 象 外	支給月額	支給方法	
身体障害者手帳 1・2 級、進行性筋委縮症、脳性まひ、または愛の手帳 1~3度	・20歳以上で所得制限額 (表3の本人所得を参	都制度の方…15,500円 市制度の方(規定上、都制度を 受給できない方)…12,000円		
身体障害者手帳3・4級、または愛の手 帳4度	照)を超える方 ・65歳以上の新規の方 ・施設に入所している方	8,000円	申請月の分から年3回 (4月・8月・12月) 口座振込	
難病(都から御医療券を交付されていてB型・C型肝炎、小児慢性疾患、小児精神病を除く難病に該当)の方	※その他、詳細はお問い 合わせください	10,000円		

●各種手当所得制限一覧

(表3) ●特別児童扶養手当所得

制限一覧

(表4)

(21.7)				_	
扶養数	限度額(円)		++ == *h	限 度 額 (円)	
	本人	配偶者及び扶養義務者	, 扶 養 数 ·	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000	6,287,000	0人	4,596,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000	1人	4,976,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000	2人	5,356,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,962,000	3人	5,736,000	6,962,000
4人	5,124,000	7,175,000	4人	6,116,000	7,175,000
5人	5,504,000	7,388,000	5人	6,496,000	7,388,000
1人増すごとに	380,000	213,000	1人増すごとに	380,000	213,000

回復途上にある精神障害者の方を対象に、生 活の場を提供し日常生活における援助を行うと ともに、地域社会における自立を促進する等。 必要な指導を行うものです。居室は独立し1人 ▷募集人数=若干人

1室、食事や日常生活は原則として入居者自身 が行います。

▷募集住宅= ヴィレッヂた んぽぽ(高幡 不動駅から徒

歩10分) ▷入居開始=12月中旬から

▷対象=市内在住で次のすべてに該当する方① 日常生活に必要な収入がある②一定程度の自活 能力があり将来的に自立の見込みがある③単身

での生活または家族との生活が困難または適当 でない④通院医療を継続中である⑤原則として 日中の活動の場が確保されている

▷費用=入居時の一時金(敷金等)と施設が定

精神障害者グループホーム 通経費や個人 に係る実費部 分※詳細は問

> い合わせを ▷申込み=9月15日(木)までに申込書に所定 の主治医の意見書、紹介状を添えて市役所2階 障害福祉課へ※入居の要否は「入居等協議会」 で決定し、本人に通知

▷問合せ先=障害福祉課援護係精神福祉担当

一 次の世代に"美しいふるさと"を渡そう